



税関当局間協力

経済のグローバル化が進む中で税関行政を一層効果的に進めていく観点から、各国税関当局において、他の税関当局と相互支援・協力を強化することの重要性が高まっています。日本税関においても、世界各国・地域の税関当局との間で二国間の相互支援・協力を円滑にするために、税関相互支援協定(CMAA: Customs Mutual Assistance Agreement)を始めとした協力枠組みの構築を積極的に進めています。

— 外国税関と協力し税関の使命を果たす

CMAAは、税関当局間において不正薬物や銃砲等の社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締りなどを目的とした情報交換を通じて相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和等について協力することを目的とした二国間の協力枠組みです。特に情報交換については、協力枠組みの構築により、相手国に提供した情報の秘密性の保持や目的外使用の禁止が約束されるなど、情報交換のための手続やルールが明確になることから、税関当局間での密輸防止のための情報交換が円滑に行われることとなります。CMAAの枠組みの下で相手国から提供を受けた情報を活用して日本での密輸を防止したり、逆に日本が提供した情報により相手国での密輸防止につながるなど、CMAAは国の安全・安心を守ることに貢献しています。また、CMAAでは税関職員の能力向上のための訓練や人的交流に関する協力を推進することも盛り込まれており、税関職員を相手国に派遣して税関行政に関する制度や執行状況の調査・研究を行ったりもしています。更に近年では、AEO相互承認(⇒51ページ)のように税関当局間で貿易円滑化のための協力も推進しており、この観点からも、税関当局間における協力枠組みの構築が一層重要になっています。



日・オーストリア税関当局間協力覚書署名式
(2019年5月、於:ウィーン)



(出典: 首相官邸ホームページ)



日・EU 税関協力合同委員会 (2017年1月、於:東京)

— 世界における税関の協力ネットワークの構築

日本は平成9(1997)年に米国との間で最初のCMAAを締結して以降、欧米諸国やアジアなどの国・地域との間でCMAAを締結しており、令和4(2022)年12月現在、39か国・地域との間で協力枠組みが構築されています。

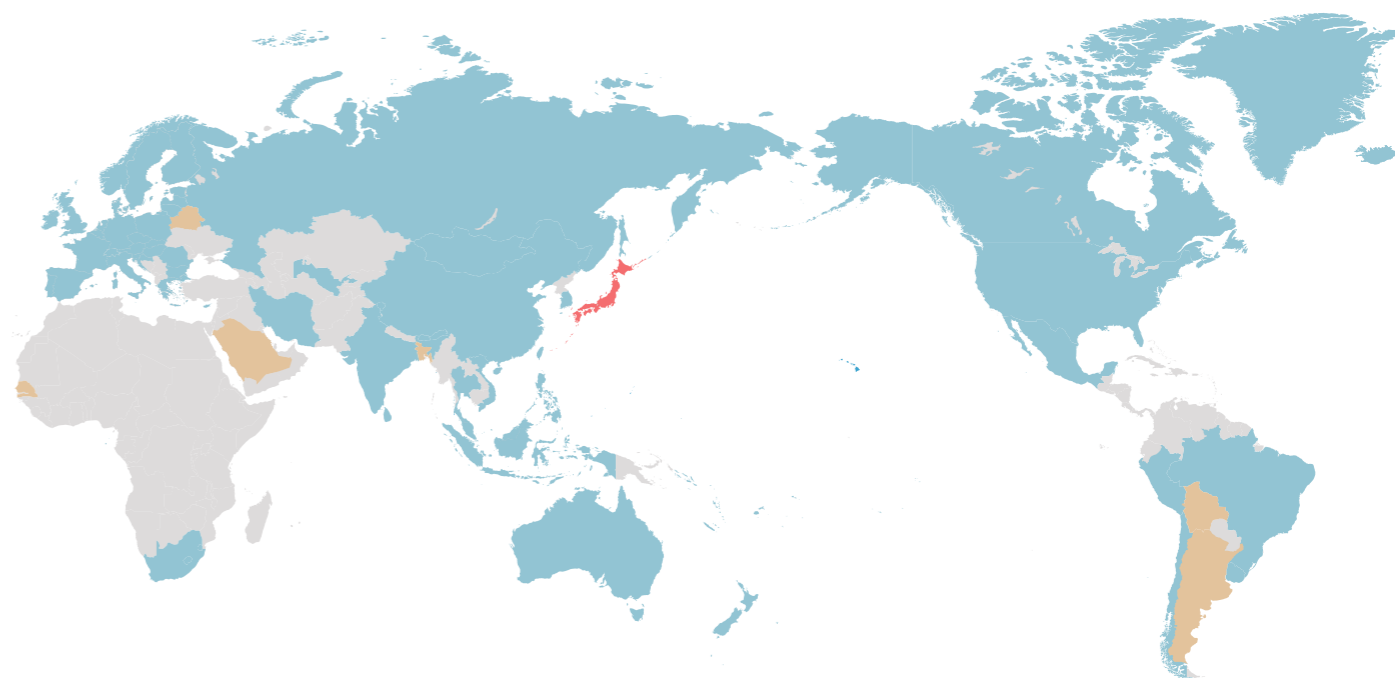
海や空を渡って密輸される社会悪物品等の流入防止は日本の喫緊の課題であり、外国からの入国者や国際物流に紛れて敢行されるこれらの犯罪には、税関当局間の国際協力を通じて対応していく必要があります。

今後も、外国税関当局との協力のネットワークを通じて、水際での効果的な取締りや貿易の円滑化に努めていきます。

グローバル化を
受けた税関当局間
協力の深化

外国の税関と協力し、
税関の使命を果たす

税関相互支援協定の状況



発効済又は署名済(39か国・地域)

韓国、中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、インド、モンゴル、イラン、オーストラリア、ニュージーランド、EU、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、ドイツ、スペイン、ノルウェー、スイス、ベルギー、オーストリア、ロシア、ウズベキスタン、カナダ、米国、メキシコ、ブラジル、ウルグアイ、ペルー、チリ、南アフリカ、モルドバ

政府間交渉中(6か国)

アルゼンチン、ボリビア、ベラルーシ、サウジアラビア、セネガル、バングラデシュ